

第三百三十二回
参議院商工委員会會議録第三号

平成七年三月二日(木曜日)

午後零時十分開会

午後零時十四分散会

委員の異動

三月一日

前任

幸子君

補欠選任

川橋 幸子君

出席者は左のとおり。

委員長

久世 公堯君

理事

吉村 哲男君

吉村 剛太郎君

梶原 敬義君

長谷川 清君

委員

斎藤 文夫君

中曾根 弘文君

川橋 幸子君

村田 誠醇君

吉田 達男君

牛嶋 正君

松尾 官平君

國務大臣

橋本 龍太郎君

政府委員

通商産業大臣官

房總務審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業省産業

政策局長

事務局側

常任委員会専門

里田 武臣君

本日の會議に付した案件

○特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(久世公堯君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、前畑幸子君が委員を辞任され、その補欠として川橋幸子君が選任されました。

○委員長(久世公堯君) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案を議題といたします。橋本通商産業大臣。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現下の我が国経済については、急速な円高の進展や内外価格差の存在等による我が国の事業活動を行う場としての環境条件の悪化、アジア諸国の急激な成長等による国際競争の激化などの内外の経済的環境変化の影響を受けて、製造業等の国内における生産、投資などが停滞しており、産業空洞化の懸念が生じております。このため、これまで我が国に蓄積されてきた知識及び技能、技術、設備等を有効に活用しつつ、国内生産活動の活性化を促進し、国民経済の国際経済環境と調和のとれた発展を図ることが強く期待されているところであります。

以上のような期待に対応することを目的として、今般、本法案を提案した次第であります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、製造業等のうち内外の経済的環境変化の影響を受けて生産等の減少を余儀なくされてい

る業種に属する事業者を「特定事業者」と定義し、その特定事業者が実施する新商品の開発及び生産等による事業の分野または方式の一定の変更、すなわち「事業革新」に向けた取り組みを、この法律における円滑化のための施策を講ずる対象と定めております。

第二に、特定事業者の事業革新を円滑化するため、内外価格差の是正や取引慣行の改善に資する情報の提供等の所要の措置を講ずることとしております。

第三に、事業革新に関する計画を作成し承認を受けた特定事業者に対し、産業基盤整備基金による債務保証、設備投資減税、日本開発銀行等からの低利貸し付け等の各般の措置を、雇用の安定等に配慮しつつ講ずることとしております。

第四に、特定事業者に係る従業員の知識及び技能、加えて、技術、設備等を活用して行う事業に関する活用事業計画の承認を受けた事業者に対し、産業基盤整備基金による債務保証、中小企業信用保険の特例措置、日本開発銀行等からの低利貸し付けなどの各般の措置を講ずることとしております。

その他、承認特定事業者が事業革新を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずよう努めなければならないこと等を規定しております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処して特定事業者が実施する事業革新を円滑化するための措置を、雇用の安定等に配慮しつつ講ずることにより、国内生産活動の活性化を図り、もって国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定業種」とは、内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化の影響を受けて、その生産及び雇用の減少しており、若しくは減少するおそれがある鉱業若しくは製造業に属する業種又はこれらの業種と関連性が高い小売業若しくは卸売業に属する業種であつて、主務省令で定めるものをいい、「特定事業者」とは、特定業種に属する事業を営む者をいう。

2 この法律において「事業革新」とは、特定事業者が当該経済的環境の変化に対処するため、その従業員の知識及び技能、設備、技術等を活用して行う事業の分野又は方式の変更であつて、次に掲げるものをいう。

一 新商品の開発及び生産により、生産又は販売に係る商品の構成を相当程度変化させること。

二 新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により、商品の生産を著しく効率化すること。

三 新たな販売の方式の導入により、商品の販売を著しく効率化し、又は国内における新たな需要を相当程度開拓すること。

四 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、商品の生産に係る費用を相当程度低減すること。

(情報の提供)

第三条 国は、特定事業者の事業革新の円滑化に資するため、商品又は役務の価格が我が国の内外において異なる状況及びその要因に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

2 国は、前項に規定するもののほか、内外の産業、我が国事業者の海外事業活動等の動向の調査を行い、必要な情報を提供しよう努めるものとする。

(取引慣行の改善の促進)

第四条 国は、事業革新の円滑な実施のため、その行う商品の販売等に係る取引慣行の改善を行うおとする事情を共通にする特定事業者からの相当数の申出があつたときは、必要に応じ、当該取引慣行に関する調査を行い、当該特定事業者及びその取引の相手方その他の関係者への情報の提供を行うものとする。

(事業革新計画の承認)

第五条 特定事業者は、その実施しようとする事業革新に関する計画(以下「事業革新計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その承認を受けることができる。

2 二以上の特定事業者がその事業革新のための措置を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の特定事業者は共同して事業革新計画を作成し、前項の承認を受けることができる。

3 事業革新計画には、当該特定事業者がその経営を實質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つている事業者(当該事業革新計画に従つて設立される法人を含む。以下「関係事業者」という。)が当該特定事業者の事業革新のために行う措置に関する計画を含めることができる。

4 事業革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業革新の目標

二 事業革新の内容及び実施時期

三 事業革新の実施に必要な資金の額及びその調達方法

四 事業革新に伴う労務に関する事項

5 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該事業革新計画に係る事業革新が、当該特定事業者が内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処する上で有効かつ適切なものであること。

二 当該事業革新計画に係る事業革新が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

三 当該事業革新計画が当該事業革新を円滑かつ確実に実施するために適切なものであること。

四 当該特定事業者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

五 同一の特定事業種に属する事業を営む二以上の特定事業者の申請に係る事業革新計画にあっては、次のイ及びロに適合すること。

イ 当該二以上の特定事業者と当該特定事業種に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

6 主務大臣は、第一項の承認をしたときは、その旨を公表するものとする。

(事業革新計画の変更等)

第六条 前条第一項の承認を受けた者(当該承認に係る事業革新計画に従つて合併により設立された法人を含む。以下「承認特定事業者」という。)は、当該承認に係る事業革新計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、承認特定事業者又はその関係事業者が当該承認に係る事業革新計画前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業革新計画」という。)に従つて事業革新のための措置を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 主務大臣は、承認事業革新計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、承認特定事業者に対して、当該承認事業革新計画の変更を指示し、又はその承認を取り消すことができる。

4 前条第五項の規定は第一項の承認に、同条第六項の規定は前項の規定による承認の取消しに準用する。

(公正取引委員会との関係)

第七条 主務大臣は、同一の特定事業種に属する事業を営む二以上の特定事業者の申請に係る事業革新計画について第五條第一項の承認(前条第一項に規定する変更の承認を含む。以下この条において同じ。)をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該承認に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、事業革新計画に従つて共同して行おうとする事業革新のための措置が当該特定事業種における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定による送付に係る事業革新計画について意見を述べるものとする。

3 公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業革新計画であつて、主務大臣が第五條第一項の承認をしたものに従つてする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を主務大臣に通知するものとする。

4 主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、公正取引委員会に対し、当該承認後の経済的事項の変化に即して第一項に規定する事項について意見を述べるものとする。

5 主務大臣は、第三項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る事業革新計画が前条第三項に規定する場合に該当することとなるときは、当該承認事業革新計画につき、同項に規定する措置をとるものとする。

(活用事業計画の承認)

第八条 承認特定事業者の従業員の知識及び技能、設備、技術等であつて、当該承認特定事業者が承認事業革新計画に従つて事業革新を実施することによつても活用することができないものがある場合において、これを活用して鉱業又は製造業に属する事業を行おうとする者(当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。)は、当該事業に関する計画(以下「活用事業計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その承認を受けることができる。

2 活用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 活用しようとする承認特定事業者の従業員

二 事業の内容及び実施時期

三 事業に必要な資金の額及びその調達方法

3 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その活用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、

その承認をするものとする。

一 当該事業が承認特定事業者の従業員の知識及び技能、設備、技術等を有効かつ適切に活用するものであること。

二 当該事業を行うことが当該承認事業革新計画に係る事業革新の円滑な実施に資するものであること。

三 当該活用事業計画が当該事業を円滑かつ確実に行うために適切なものであること。

四 当該活用事業計画に係る事業が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

4 主務大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、当該承認特定事業者が営む特定業種に属する事業を所管する大臣に協議しなければならぬ。

(活用事業計画の変更等)

第九条 前条第一項の承認を受けた者(当該承認に係る活用事業計画に従つて設立された法人を含む。以下「承認活用事業者」という。)は、当該承認に係る活用事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、承認活用事業者が当該承認に係る活用事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認活用事業計画」という。)に従つて事業を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認に準用する。

(資金の確保)

第十条 国は、承認特定事業者若しくはその関係事業者が承認事業革新計画に従つて事業革新のための措置を行い、又は承認活用事業者が承認活用事業計画に従つて事業を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

第十一条 (産業基盤整備基金の行う事業革新円滑化業務) 産業基盤整備基金(以下「基金」とい

う。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第四十条第一項に規定する業務のほか、特定事業者の事業革新を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

一 承認特定事業者若しくはその関係事業者が承認事業革新計画に従つて事業革新のための措置を行い、又は承認活用事業者が承認活用事業計画に従つて事業を行うのに必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 事業革新に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(特定施設整備法等の特例)

第十二条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは、「前項第一号の業務及び特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(以下「事業革新円滑化法」という。)第十一条第一号の業務」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは、「第四十条第一項及び事業革新円滑化法第十一号」とし、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)第二十条第一項中「第十六条第三号及び第五号に掲げる業務」とあるのは、「第十六条第三号及び第五号に掲げる業務並びに特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法第十一号第二号に掲げる業務」とする。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、前条第一号に掲げる業務に係る事項に関し、主務大臣(通商産業大臣を除く。)に協議しなければならない。

(中小企業信用保険の特例)

第十三条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三

条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、活用事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつ

第三條第一項	第三條の二第一項	第三條の三第一項	第三條の二第三項、第三條の三第二項	活用事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	
				活用事業関連保証及びその他の保証をした	活用事業関連保証及びその他の保証をした
第三條第一項	第三條の二第一項	第三條の三第一項	第三條の二第三項、第三條の三第二項	活用事業関連保証及びその他の保証をした	活用事業関連保証及びその他の保証をした

て、承認活用事業計画に従つて行われる事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一項	第三條の二第一項	第三條の三第一項	第三條の二第三項、第三條の三第二項
保険価額の合計額が	保険価額の合計額が	保険価額の合計額が	当該債務者
特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法第十三條第一項に規定する活用事業関連保証(以下「活用事業関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	活用事業関連保証に係る保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	活用事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該	活用事業関連保証及びその他の保証をした

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、活用事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億五千万円」とあるのは、「三億円(特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法第九条第二項に規定する承認活用事業計画に従つて行われる事業に必要な資金(以下「活用事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億五千万円」と、「三億円」とあるのは、「六億円(活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、三億円)」と、同条第二項中「一億五千万円」とあるのは、「三億円(活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億五千万円)」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて活用事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(工場立地に関する配慮)

第十四条 承認特定事業者が承認事業革新計画に従つて行う事業革新のための措置についての工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)に規定する事務の実施に当たっては、当該承認事業革新計画に係る事業革新の必要性に配慮しつつ、適切にこれを行うものとする。

(課税の特例)

第十五条 内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化の影響を受けて、その国内生産活動が停滞しているものとして主務大臣の認定を受けた特定事業者であつて、第五條第一項の承認を受けたもの及びその関係事業者が、承認事業革新計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産については、租税特別措置法昭和三十一年法律第二十六号で定めるところにより、特別償却をすることができ、

(雇用の安定等)

第十六条 承認特定事業者は承認事業革新計画に従つて事業革新を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、承認特定事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、承認特定事業者が雇用されている労働者について、就職のあっせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 国及び都道府県は、承認特定事業者の雇用する労働者及び承認特定事業者が雇用されている労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国及び都道府県は、承認特定事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(大学等との連携協力の円滑化等)

第十七条 文部大臣及び通商産業大臣は、特定事業者の事業革新の円滑化を図るため必要があると認めるときは、研究開発に關し、特定事業者と大学、高等専門学校及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。)との連携及び協力が円滑になされるよう努めなければならない。この場

合において、大学等における學術研究の特性に常に配慮しなければならない。

2 文部大臣及び通商産業大臣は、特定事業者の事業革新に伴つて新たに必要となる知識及び技術の習得を促進するための施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(報告の徴収)

第十八条 主務大臣は、承認特定事業者又は承認活用事業計画に対し、承認事業革新計画又は承認活用事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(連絡及び協力)

第十九条 主務大臣及び労働大臣は、この法律の施行に当たっては、承認特定事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

2 文部大臣及び通商産業大臣は、第十七條の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(主務大臣等)

第二十条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣、通商産業大臣又は運輸大臣であつて、特定事業者が営む特定業種に属する事業を所管する大臣又は厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣又は運輸大臣であつて、活用事業計画に係る事業を所管する大臣とする。

2 この法律において、第二條第一項の主務省令は農林水産大臣、通商産業大臣又は運輸大臣であつて、当該業種を所管する大臣の発する命令とし、第五條第三項の主務省令は農林水産大臣、通商産業大臣及び運輸大臣が共同で発する命令とする。

(罰則)

第二十一条 第十八條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為

者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、平成十四年六月三十日まで廃止するものとする。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に關する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条の四に次の二項を加える。

11 道府県は、特定事業者の事業革新の円滑化に關する臨時措置法(平成七年法律第

号)第六條第二項の承認事業革新計画又は同

法第九條第二項の承認活用事業計画に従つて

同法第十五條の認定を受けた特定事業者のう

ち同法第十五條第一項の承認を受けた者から営

業の譲渡(当該譲渡に係る同項の承認(同法第

六條第一項の規定による変更の承認を含む。

以下本項において同じ。)(又は同法第八條第一

項の承認(同法第九條第一項の規定による変

更の承認を含む。以下本項において同じ。))が

同法の施行の日から平成九年三月三十一日までの間にされたものに限り、)を受けた者が、当該譲渡に係る不動産(政令で定めるものに限り、)を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該承認事業革新計画又は承認活用事業計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が同法第五條第一項の承認又は同法第八條第一項の承認の日から一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の六分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

12 第七十三條の二十五から第七十三條の二十七までの規定は、前項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三條の二十五第一項中、「土地の取得」とあるのは、「附則第十一條の四第十一項に規定する不動産(以下第七十三條の二十七までにおいて「不動産」という。))の取得」と、「当該土地」とあるのは、「当該不動産」と、「前條第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは、「同項」と、「同條第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同條第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは、「当該取得の日から三年以内」と、「これら」とあるのは、「同項」と、同條第二項中「土地」とあるのは、「不動産」と、第七十三條の二十六第一項中「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは、「附則第十一條の四第十一項」と、第七十三條の二十七第一項中「土地」とあるのは、「不動産」と、「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは、「附則第十一條の四第十一項」と、

「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

二月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月二十一日)

一、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案
一、電気事業法の一部を改正する法律案

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案

(特定)石油製品輸入暫定措置法の廃止
第一条 特定石油製品輸入暫定措置法昭和六十年法律第九十五号は、廃止する。

(石油備蓄法の一部改正)
第二条 石油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条の一」を「第十四条の三」に改める。
第四条第一項及び第五條第一項中「次年度以降の四年間」を「当該年度以降の五年間」に改める。

第六条の見出しを「(基準備蓄量等)」に改め、同条中「毎年、二月十五日までに」を「毎月」に、「前年」を「月(以下この項において「届出月」という)の前月」に改め、「輸入量」の下に、「基準備蓄量(届出月の翌々月において石油精製業者等が常時保有すべきものとして、石油精製業者等の届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の生産量又は石油の販売量若し

くは輸入量を基礎として通商産業省令で定めるところにより算定される石油の数量をいう。以下この章において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の基準備蓄量の算定に係る通商産業省令は、算定されるべき基準備蓄量を合計した数量の通商産業省令で定めるところにより算定される当該直前の十二箇月の我が国の石油の消費量に対する割合がおおむね三百六十五分の七から三百六十五分の九十までの範囲内にあるように定められるものとする。

第七条の前の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「第二項」を「第三項」に、「指定石油製品」を「石油」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「石油精製業者等は」の下に、「通商産業省令で定める場合に」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第八条第一項中「前条第二項」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「当該石油精製業者等に対し」を削り、「通知」を「告示」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、前項の規定により基準備蓄量を減少したときは、当該石油精製業者等に対し、その旨を通知するものとする。

第十条第一項中「第七条第二項の通商産業省令」を「第七条第一項の通商産業省令」に、「指定石油製品の数量とその石油精製業者等がその通商産業省令で定めるところにより保有する」を「石油の数量をいう。ただし、その石油精製業者等が同条第二項の規定により指定石油製品に代えて原油を保有する場合に、当該」に、「同条第三項」を「同項」に、「数量とを合計した」を「後の石油の」に、「第七条第二項の規定」を「第七条第一項の規定」に改め、同条第二項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第十条の二第一項中「次年度以降の四年間」を「当該年度以降の五年間」に改める。

第十条の三の見出しを「(基準備蓄量等)」に改め、同条中「毎年、二月十五日までに」を「毎月」に、「前年」を「月(以下この項において「届出月」という)の前月」に改め、「輸入量」の下に、「基準備蓄量(届出月の翌々月において石油ガス輸入業者が常時保有すべきものとして、石油ガス輸入業者の届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入量を基礎として通商産業省令で定めるところにより算定される石油ガスの数量をいう。以下この章において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の基準備蓄量の算定に係る通商産業省令は、算定されるべき基準備蓄量を合計した数量の通商産業省令で定めるところにより算定される当該直前の十二箇月の我が国の石油ガスの輸入量に対する割合がおおむね三百六十五分の十から三百六十五分の五十までの範囲内にあるように定められるものとする。

第十条の四の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「第四項」を「次項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条の五第一項中「前条第二項」を「前条第一項」に、「前条第四項」を「前条第二項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第一項」に改める。

第十一条第四項中「第六条又は第十条の三」を「第六条第一項又は第十条の三第一項」に改める。
第四章中第十四条の二の次に次の一条を加える。
(経過措置)
第十四条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第十五条中「五十万円」を「三百万円」に改める。
第十六条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第六条」を「第六条第一項」に、「第十条の三」を「第十条の三第一項」に改める。
第十八条中「三万円」を「十万円」に改める。

要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第十六条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第六条」を「第六条第一項」に、「第十条の三」を「第十条の三第一項」に改める。
第十八条中「三万円」を「十万円」に改める。

(揮発油販売業法の一部改正)
第三条 揮発油販売業法(昭和五十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

揮発油等の品質の確保等に関する法律
目次中「登録」を「揮発油販売業者の登録」に、「第三章 揮発油の品質の確保(第十三条―第十七条の十二)」を「第三章 品質の確保(第一節 揮発油の品質 第二節 軽油の品質 第三節 灯油の品質 第三章の二 指定分析」に改める。

質の確保(第十三条―第十七条の六)の確保(第十七条の七・第十七条の八)の確保(第十七条の九・第十七条の十)機関(第十七条の十一―第十七条の二十二)「第二十七条」を「第二十九条」に改める。
第一条を次のように改める。

(目的)
第一条 この法律は、国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について、適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益の保護に資することを目的とする。

第二条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「石油製品」とは、揮発油、灯油、軽油及び重油並びにこれらに準ずる炭化水素油及び石油ガス（液化したものを含む。）であつて通商産業省令で定めるものをいう。

第二条に次の三項を加える。

4 この法律において「軽油販売業者」とは、自動車の燃料として軽油（軽油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて通商産業省令で定めるものを含む。）を消費者に販売する事業を行う者をいう。

5 この法律において「灯油販売業者」とは、屋内燃焼型の機械又は器具の燃料（以下「屋内燃焼燃料」という。）として灯油（灯油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて通商産業省令で定めるものを含む。）を消費者に販売する事業を行う者をいう。

6 この法律において「加工」とは、精製以外の方法で石油製品の品質を調整することをいう。

「第二章 登録」を「第二章 揮発油販売業者の登録」に改める。

第四条第一項第二号中「第二条第一項」を「第二条第二項」に改める。

第五条第一項中「又は第五項」を削る。

第六条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「第一項又は」を削り、同項を同条第二項とする。

第八条第一項中「又は第三号」を「に掲げる給油所の所在地又は同項第三号」に改め、同条第三項中「事項」の下に「又は同項第二号に掲げる給油設備の規模」を加える。

「第三章 揮発油の品質の確保」を「第三章 品質の確保」に改める。

第十三条の見出し中「粗悪な」を「規格に適合しない」に改め、同条中「定めるもの」の下に「（以下「揮発油規格」という。）」を加え、「燃料用揮発油として」を「自動車の燃料用の揮発油として消費者に」に改め、第三章中同条

の前に次の節名を付する。

第一節 揮発油の品質の確保

第十六条の二第二項中「以下「指定分析機関」という。」に限り」を「に對して」に改め、同条第二項及び第三項中「指定分析機関」を「通商産業大臣が指定する者」に改める。

第十七条の十二第一号中「第十六条の二第一項」を「分析機関」に改め、同条第二号中「第十七条の五第一項」を「第十七条の十四第一項」に改め、同条第三号中「第十七条の五第二項又は第十七条の九」を「第十七条の十四第二項又は第十七条の十八」に改め、同条第四号中「指定」を「分析機関の指定」に改め、同条を第十七条の二十一とする。

第十七条の十一中「第十六条の二第一項」を「分析機関」に改め、同条第一号中「第十七条の三第二号」を「第十七条の十二第二号」に改め、同条第二号中「第十七条の五第一項」を「第十七条の十四第一項」に改め、同条第三号中「第十七条の六第二項、第十七条の七第三項又は第十七条の八」を「第十七条の十五第二項、第十七条の十六第三項又は第十七条の十七」に改め、同条第四号中「第十七条の七第一項」を「第十七条の十六第一項」に改め、同条第五号中「第十六条の二第一項」を「分析機関」に改め、同条を第十七条の二十とする。

第十七条の十中「第十六条の二第一項」を「分析機関」に改め、同条を第十七条の十九とする。

第十七条の九を第十七条の十八とする。

第十七条の八中「第十七条の四第一号」を「第十七条の十三第一号」に改め、同条を第十七条の十七とする。

第十七条の七を第十七条の十六とする。

第十七条の六第一項中「受けているとき」の下に「又は第十七条の三第二項若しくは第十七条の四第三項の規定により揮発油、軽油若しくは灯油の分析の委託を受けているとき」を加え、「第十七条の四第二号」を「第十七条の十

三第二号」に改め、同条第二項中「指定分析機関が第十六条の二第二項の規定により揮発油の分析の委託を受けている場合において、」を「前項に規定する場合において、指定分析機関が」に改め、同条を第十七条の十五とする。

第十七条の五第一項中「指定分析機関」を「分析機関の指定を受けた者（以下「指定分析機関」という。）」に改め、同条を第十七条の十四とする。

第十七条の四中「第十六条の二第一項」を「分析機関」に改め、同条第二号中「第十四条第一項に規定する通商産業省令で定める資格」を「通商産業省令で定める条件に適合する知識経験」に改め、同条第三号中「第十六条に規定する」を削り、同条を第十七条の十三とする。

第十七条の三中「第十六条の二第一項」を「分析機関」に改め、同条第一号中「第十七条の十一」を「第十七条の二十」に「指定」を「分析機関の指定」に改め、同条を第十七条の十二とする。

第十七条の二第二項を次のように改める。

第十六条の二第二項、第十七条の三第二項（第十七条の八第一項又は前条第一項において準用する場合を含む。第十七条の十五第一項において同じ。）又は第十七条の四第三項（第十七条の八第二項若しくは第三項又は前条第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。第十七条の十五第一項において同じ。）の指定（以下この章において「分析機関の指定」という。）は、揮発油販売業者の委託を受けて行う揮発油の分析の業務又は揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者若しくは第十七条の四第二項（第十七条の八第三項又は前条第三項において準用する場合を含む。）の規定により確認を行うべき者の委託を受けて行う揮発油、軽油若しくは灯油の分析の業務（以下「分析業務」という。）を行う。おうとする者の申請により行う。

第十七条の二第二項中「申請は」の下に「通商産業省令で定める区分に従い」を加え、同条を第十七条の十一とし、同条の前に次の章名を付する。

第三章の二 指定分析機関

第三章中第十七条の次に次の五条及び二節を加える。

（揮発油販売業者に対する指示）

第十七条の二 通商産業大臣は、揮発油販売業者が第十三条の規定に違反した場合において、揮発油の消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該揮発油販売業者に對し、その販売に係る揮発油の品質の確保に關し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（揮発油生産業者の義務）

第十七条の三 原油又は石油製品を精製して揮発油を生産する事業を行う者（以下「揮発油生産業者」という。）は、生産した揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。

2 前項の規定により確認を行うべき者は、通商産業大臣が指定する者に対して、同項の規定による確認をするために必要な分析を委託することができる。

（揮発油輸入業者等の義務）

第十七条の四 揮発油の輸入の事業を行う者（以下「揮発油輸入業者」という。）は、輸入した揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。ただし、揮発油輸入業者が揮発油生産業者に該

当する場合において、前条第一項の規定により確認を行う揮発油については、この限りでない。

2 揮発油以外の石油製品を輸入する事業を行う者は、輸入した石油製品（揮発油以外のものに限り。）を加工して揮発油を生産し、これを自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。ただし、揮発油以外の石油製品を輸入する事業を行う者が揮発油生産業者に該当する場合において、前条第一項の規定により確認を行う揮発油については、この限りでない。

3 揮発油輸入業者又は前項の規定により確認を行うべき者は、通商産業大臣が指定する者に対して、前二項の規定による確認をするために必要な分析を委託することができる。

4 揮発油輸入業者は、揮発油を輸入したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その用途に応じ、当該揮発油の品質、数量その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をした者は、用途その他の届出に係る事項を変更しようとするときは、当該揮発油を販売又は消費する時までに、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（揮発油生産業者、揮発油輸入業者等に対する指示）

第十七条の五 通商産業大臣は、第十七条の三第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により確認を行うべき者がこれらの規定に違反した場合において、揮発油の消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、その販売に係る揮発油の品質の確保に必要措置をとるべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（標準揮発油の表示）

第十七条の六 揮発油販売業者は、標準的な品質の自動車の燃料用の揮発油の基準として通商産業省令で定めるもの（以下「標準揮発油の基準」という。）に適合することを確認した揮発油を販売するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該揮発油を販売する施設又は設備に、当該揮発油が標準揮発油の基準に適合することを示す表示を掲示することができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、同項の規定による表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

3 通商産業大臣は、前項の規定に違反した者があるときは、その者に対し、表示の除去、表示方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4 通商産業大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 通商産業大臣は、第三項の規定による指示を受けた者が、前項の規定によりその指示に従わなかった旨公表された後において、なお、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかつた場合において、当該指示を受けた者が第二項に違反する行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二節 軽油の品質の確保

（規格に適合しない軽油の販売の禁止等）

第十七条の七 軽油販売業者は、軽油の規格として通商産業省令で定めるもの（以下「軽油規格」という。）に適合しない物を、自動車の

燃料用の軽油（軽油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて通商産業省令で定めるものを含む。）として消費者に販売してはならない。

2 第十七条の二及び前条の規定は、軽油販売業者に準用する。この場合において、第十七条の二第一項中「第十三条」とあるのは、「第十七条の七第一項」と、前条第一項中「揮発油の基準として通商産業省令で定めるもの（以下「標準揮発油の基準」という。）とあるのは、「軽油の基準として通商産業省令で定めるもの（以下「標準軽油の基準」という。）と読み替えるものとする。

（軽油生産業者、軽油輸入業者等の義務）

第十七条の八 第十七条の三の規定は、原油又は石油製品を精製して軽油を生産する事業を行う者（以下「軽油生産業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油規格」とあるのは、「軽油規格」と読み替えるものとする。

2 第十七条の四第一項及び第三項から第五項までの規定は、軽油の輸入の事業を行う者（以下「軽油輸入業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油規格」とあるのは、「軽油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「軽油生産業者」と読み替えるものとする。

3 第十七条の四第二項及び第三項の規定は、軽油以外の石油製品を輸入する事業を行う者に準用する。この場合において、同条第二項中「揮発油以外」とあるのは「軽油以外」と、「揮発油規格」とあるのは「軽油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「軽油生産業者」と読み替えるものとする。

4 第十七条の五の規定は、第一項において準用する第十七条の三第一項、第二項において準用する第十七条の四第一項又は前項において準用する同条第二項の規定により確認を行うべき者に準用する。

第三節 灯油の品質の確保

（規格に適合しない灯油の販売の禁止等）

第十七条の九 灯油販売業者は、灯油の規格として通商産業省令で定めるもの（以下「灯油規格」という。）に適合しない物を、屋内燃焼燃料用の灯油（灯油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて通商産業省令で定めるものを含む。）として消費者に販売してはならない。

2 第十七条の二及び第十七条の六の規定は、灯油販売業者に準用する。この場合において、第十七条の二第一項中「第十三条」とあるのは、「第十七条の九第一項」と、第十七条の六第一項中「自動車の燃料用の揮発油の基準として通商産業省令で定めるもの（以下「標準揮発油の基準」という。）とあるのは「標準灯油の基準」とあるのは「屋内燃焼燃料用の灯油の基準として通商産業省令で定めるもの（以下「標準灯油の基準」という。）と読み替えるものとする。

（灯油生産業者、灯油輸入業者等の義務）

第十七条の十 第十七条の三の規定は、原油又は石油製品を精製して灯油を生産する事業を行う者（以下「灯油生産業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と読み替えるものとする。

2 第十七条の四第一項及び第三項から第五項までの規定は、灯油の輸入の事業を行う者（以下「灯油輸入業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「灯油生産業者」と読み替えるものとする。

3 第十七条の四第二項及び第三項の規定は、灯油以外の石油製品を輸入する事業を行う者に準用する。この場合において、同条第二項中「揮発油以外」とあるのは「灯油以外」と

と、「自動車の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「灯油生産業者」と読み替えるものとする。

4 第十七条の五の規定は、第一項において準用する第十七条の三第一項、第二項において準用する第十七条の四第一項又は前項において準用する同条第二項の規定により確認を行うべき者に準用する。

第十八条第三項中「審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第十九条を削る。

第十九条の二第二項中「揮発油」の下に「軽油又は灯油」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加え、同条を第十九条とする。

2 揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者及び第十七条の四第二項(第十七条の八第三項又は第十七条の十第三項において準用する場合を含む。)の規定により確認を行うべき者は、通商産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油、軽油又は灯油の品質の確認に関する事項その他の通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

3 揮発油輸入業者、軽油輸入業者及び灯油輸入業者は、通商産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油、軽油又は灯油の品質の確認に関する事項その他の通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

4 第十七条の六第一項(第十七条の七第二項又は第十七条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定により表示を行う揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者は、その業務に関する帳簿を備え、その販売する揮発油、軽油又は灯油の品質の確認に関する事項その他の通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第二十條第一項中「特定揮発油卸売業者」を「軽油販売業者、灯油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、第十七条の四第二項(第十七条の八第三項又は第十七条の十第三項において準用する場合を含む。)以下の条において同じ。」の規定により確認を行うべき者」に改め、同条第二項中「揮発油販売業者」の下に「軽油販売業者、灯油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者又は第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者」を、「限り揮発油」の下に「軽油、灯油その他の必要な試料」を加える。

項」を「第十九条第一項から第五項まで」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加え、同条を第二十七条とする。

二 第十七条の四第四項(第十七条の八第二項又は第十七条の十第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五項(第十七条の八第二項又は第十七条の十第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十四条の次に次の二条を加える。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条、第十七条の七第一項又は第十七条の九第一項の規定に違反して販売した者

二 第十七条の三第一項(第十七条の八第一項又は第十七条の十第一項において準用する場合を含む。)又は第十七条の四第一項(第十七条の八第二項又は第十七条の十第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二項(第十七条の八第三項又は第十七条の十第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して確認を行わずに販売又は消費した者

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による廃止前の特定石油製品輸入暫定措置法第三条の規定による登録を受け、又は登録の申請を行っている者については、この法律の施行の日、当該登録に係る特定石油製品(同法第二条に規定する石油製品をいう。)について、石油業法(昭和三十一年法律第二百八十八号)第十二条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(石油備蓄法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成八年二月に届け出なければならない指定石油製品の生産量、石油の販売量若しくは輸入量又は石油ガスの輸入量についての第二条の規定による改正後の石油備蓄法(以下「新備蓄法」という。)第六条第一項及び第十條の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「前月」とあるのは、「直前の十二箇月」とする。

第二十二條の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十四條中「三十万円」を「一年以下の懲役又は百万円」に改め、第三号を削る。

第二十七條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第十七条の五第二項又は第十七条の九」を「第十七条の十四第二項又は第十七条の十八」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十六條中「前二条」を「第二十四条から前条まで」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十五條中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「又は第三号」を「に掲げる給油所の所在地又は同項第三号」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「第十九条の二第一項又は第二

2 平成八年二月一日から同年三月三十一日まで

の間は、新備蓄法第六條第一項及び第十條の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「以下この章において」とあるのは、「次項において」とする。

第四条 平成八年においては、通商産業大臣は、第二条の規定による改正前の石油備蓄法(以下「旧備蓄法」という。)第七條第一項及び第十條の四第一項の規定にかかわらず、これらの規定による基準備蓄量を通知しないものとする。

(揮発油販売業法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の揮発油販売業法(以下「旧揮発油販売業法」という。)第六條第二項の指定地区については、当該地区が指定を受けている期間内に限り、旧揮発油販売業法第五條、第六條第二項から第六項まで、第八條及び第十九條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧揮発油販売業法第六條第五項(旧揮発油販売業法第八條第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請を拒否する場合には、当該拒否は、第三条

第二十六條中「前二条」を「第二十四条から前条まで」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十五條中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「又は第三号」を「に掲げる給油所の所在地又は同項第三号」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「第十九条の二第一項又は第二

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条中石油備蓄法第六條、第十條の三及び第十六條の改正規定並びに附則第三條、第四條及び第八條の規定は、平成八年二月一日から施行する。

(特定石油製品輸入暫定措置法の廃止に伴う経過措置)

第二條 この法律の施行の際現に第一条の規定による廃止前の特定石油製品輸入暫定措置法第三条の規定による登録を受け、又は登録の申請を行っている者については、この法律の施行の日、当該登録に係る特定石油製品(同法第二条に規定する石油製品をいう。)について、石油業法(昭和三十一年法律第二百八十八号)第十二条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(石油備蓄法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成八年二月に届け出なければならない指定石油製品の生産量、石油の販売量若しくは輸入量又は石油ガスの輸入量についての第二条の規定による改正後の石油備蓄法(以下「新備蓄法」という。)第六条第一項及び第十條の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「前月」とあるのは、「直前の十二箇月」とする。

2 平成八年二月一日から同年三月三十一日まで

の間は、新備蓄法第六條第一項及び第十條の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「以下この章において」とあるのは、「次項において」とする。

第四条 平成八年においては、通商産業大臣は、第二条の規定による改正前の石油備蓄法(以下「旧備蓄法」という。)第七條第一項及び第十條の四第一項の規定にかかわらず、これらの規定による基準備蓄量を通知しないものとする。

(揮発油販売業法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の揮発油販売業法(以下「旧揮発油販売業法」という。)第六條第二項の指定地区については、当該地区が指定を受けている期間内に限り、旧揮発油販売業法第五條、第六條第二項から第六項まで、第八條及び第十九條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧揮発油販売業法第六條第五項(旧揮発油販売業法第八條第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請を拒否する場合には、当該拒否は、第三条

の規定による改正後の揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「品質確保法」という。第二十二条の規定の適用については、品質確保法に基づいてなされた処分とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧揮発油販売業法第四條第一項第二号に掲げる事項のうち給油設備の規模に関して旧揮発油販売業法第八條第一項の規定による変更登録の申請を行つてゐる者については、この法律の施行の日に、品質確保法第八條第三項の規定による届出をしたものとみなす。ただし、当該変更登録の申請がこの法律の施行の際現に存する旧揮発油販売業法第六條第二項の指定地区に係るものであるときは、この限りでない。

(処分等の効力の引継ぎ)
第七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、旧備蓄法又は旧揮発油販売業法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、それぞれ新備蓄法又は品質確保法の相当規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第八条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油業法の一部改正)
第九条 石油業法の一部を次のように改正する。

第十三条中「揮発油販売業法」を「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「行なおう」を「行おう」に改める。

(登録免許税法の一部改正)
第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十三号の二を削り、同表第三十三号の三中「揮発油販売業法」を「揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)」に改め、同号を同表第三十三号の二とする。

(地価税法の一部改正)

第十一条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第四号中「揮発油販売業法」を「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に改め、同表第七号中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「第十条の四第二項」を「第十条の四第一項」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)
第十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第九十号中「揮発油販売業法」を「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に改める。

電氣事業法の一部を改正する法律案
電氣事業法の一部を改正する法律
電氣事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 電氣事業

第一節 事業の許可(第三条―第十七条)

第二節 業務

第一款 供給(第十八条―第二十七条)

第二款 広域的運営(第二十八条・第二十九條)

第三款 監督(第三十条―第三十三条)

第三節 会計及び財務(第三十四条―第三十七條)

第三章 電氣工作物

第一節 定義(第三十八條)

第二節 事業用電氣工作物

第一款 技術基準への適合(第三十九条―第四十一条)

第二款 自主的な保安(第四十二条―第四十六條)

第三款 工事計画及び検査(第四十七条―第五十五條)

第三節 一般用電氣工作物(第五十六条―第五十七條の二)

第四章 土地等の使用(第五十八条―第六十六条)

第五章 指定検査機関、指定試験機関及び指定調査機関

第一節 指定検査機関(第六十七条―第八十一条)

第二節 指定試験機関(第八十二条―第八十八條)

第三節 指定調査機関(第八十九条―第九十二条の三)

第六章 電氣事業審議会(第九十三条―第九十九條)

第七章 雑則(第一百条―第一百四条)

第八章 罰則(第一百五條―第二百三條)

附則

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一般電氣事業 一般の需要に応じ電氣を供給する事業をいう。

二 一般電氣事業者 一般電氣事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

三 卸電氣事業 一般電氣事業者がその一般電氣事業の用に供するための電氣を供給する事業であつて、その事業の用に供する電氣工作物が通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

四 卸電氣事業者 卸電氣事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

五 特定電氣事業 特定の供給地点における需要に応じ電氣を供給する事業をいう。

六 特定電氣事業者 特定電氣事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

七 電氣事業 一般電氣事業、卸電氣事業及び特定電氣事業をいう。

八 電氣事業者 一般電氣事業者、卸電氣事業者及び特定電氣事業者をいう。

九 卸供給 一般電氣事業者に対するその一般電氣事業の用に供するための電氣の供給(振替供給を除く。)であつて、通商産業省令で定めるものをいう。

十 卸供給事業者 卸供給を行う事業を営む者(一般電氣事業者及び卸電氣事業者を除く。)をいう。

十一 振替供給 他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電氣の量に相当する量の電氣を供給することをいう。

十二 電氣工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電氣の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物(船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。)をいう。

2 一般電氣事業者が他の一般電氣事業者又は自らの供給区域内に供給地点を有する特定電氣事業者がその一般電氣事業又は特定電氣事業の用に供するための電氣を供給する事業を営むときは、その事業は、一般電氣事業とみなす。

3 卸電氣事業者が営む一般電氣事業がその一般電氣事業の用に供するための電氣を供給する事業は、卸電氣事業とみなす。

第三条第二項中「及び卸電氣事業」を「卸電氣事業及び特定電氣事業」に、「行なう」を「行おう」に改める。

第四条第一項第二号中「又は供給」を「供給」に、「及び」を「又は」に改める。

第五条中「各号」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号中「又は一般電氣事業」を「一般電氣事業の需要又は供給地点における」に改め、同条第四号及び第五号を削り、同条第六

号中「その他その電気事業」を「前各号に掲げるもののほか、一般電気事業及び卸電気事業にあつては、その事業」に、「その他公共」を「その他の公共」に、「であり、かつ、」を「かつ適切であること、特定電気事業にあつては、その事業の開始が公共の利益に照らして」に改め、同条を同条第七号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条の次に次の一号を加える。

六 特定電気事業者はその供給地点が一般電気事業者の供給区域内にあるものにあつては、その事業の開始によつて当該一般電気事業者の供給区域内の電気の使用の利益が阻害されるおそれがないこと。

第五条第二号中「一般電気事業」の下に「又は特定電気事業」を、「供給区域」の下に「又は供給地点」を加え、同条を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 その電気事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 その電気事業の計画が確実であること。

第六条第二項第三号中「又は供給」を、「供給」に、「及び」を「又は」に改める。

第七条の見出しを「（事業の開始の義務）」に改め、同条第一項中「八年」の下に「（特定電気事業者にあつては、三年）」を加え、「前条第二項第四号の電気工作物を設置し」を削り、同条第二項中「若しくは供給の相手方若しくは供給地点又は前条第二項第四号の電気工作物」を、「供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点」に改め、同条第四項中「又は供給の相手方若しくは」を、「供給の相手方たる一般電気事業者又は」に改める。

第八条第一項中「又は第四号」を削り、同項ただし書及び同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は供給の相手方若しくは」を、「供給の相手方たる一般電気事業者又は」に改め、後段を削り、同項を同条第三項とする。第九条の見出しを「（電気工作物等の変更）」に

改め、同条中「あつた」の下に「とき、又は前項ただし書の通商産業省令で定める変更をした」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

電気事業者は、第六条第二項第四号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

第十二条の見出しを「（一般電気事業者の兼業）」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、通商産業省令で定める事業については、この限りでない。

第十三条第一項中「電気事業者」の下に「（特定電気事業者を除く。次項において同じ。）」を加え、「電気事業の」を「その電気事業の」に改める。

第十五条第一項中「第六条第二項第四号の電気工作物を設置せず、又は」を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

三 通商産業大臣は、前二項に規定する場合を除くほか、卸電気事業者の卸電気事業の用に供する電気工作物が第二条第一項第三号の通商産業省令で定める要件に該当しなくなつた場合において、当該要件に該当するものとなることが見込まれないと認めるときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

四 通商産業大臣は、第一項又は第二項に規定する場合を除くほか、特定電気事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第三条第一項の許可を取り消し、又はその供給地点を減少することができる。

一 その特定電気事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有しなくなつたこと。

二 その特定電気事業の用に供する電気工作物の能力がその供給地点における電気の需要に

応ずることができないものとなつたこと。
三 前二号に規定する場合を除くほか、その特定電気事業者が公共の利益を阻害するものとなつたこと。

第十六条第一項中「規定による第六条第二項第三号又は第四号の事項の変更」を削り、「第八号第四項」を「同条第三項」に、「において、若しくは」を「において、」に、「に対し、若しくは」を「たる一般電気事業者に対し、又は」に、「開始せず、又はその期間内に第六条第二項第四号の事項を変更しない」を「開始しない」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第五項」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 通商産業大臣は、特定電気事業者がその一部の供給地点において特定電気事業を行つていない場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、その供給地点を減少することができる。

第十七条を次のように改める。
第十七条（特定供給）
第十七条 電気事業を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者（一般電気事業者を除く。）は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。
一 専ら一の建物内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給するとき。
二 一般電気事業者又は特定電気事業の用に供するための電気を供給するとき。

二 通商産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
一 電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と通商産業省令で定める密接な関係を有すること。

二 供給する場所が一般電気事業者の供給区域内又は特定電気事業者の供給地点内にあるものにあつては、当該一般電気事業者の供給区域内又は当該特定電気事業者の供給地点内の電気の使用の利益が阻害されるおそれがないこと。

第十八条の見出しを「（供給義務等）」に改め、同条第一項中「需要」の下に「（特定電気事業者が第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところにより、特定電気事業を開始した供給地点（以下「事業開始地点」という。）における需要を除く。）」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「電気事業者は」を「一般電気事業者及び卸電気事業者は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「応じ」の下に「又はその供給区域内の事業開始地点における需要に応じ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 特定電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給地点における需要に応ずる電気の供給を拒んではならない。

三 一般電気事業者及び卸電気事業者は、一般電気事業者がその一般電気事業の用に供するための電気の供給を約しているときは、正当な理由がなければ、電気の供給を拒んではならない。一般電気事業者がその供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者と第二十四条の二第一項の補充供給契約を締結しているときも、同様とする。

第十八条に次の一項を加える。
六 特定電気事業者は、第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けた供給地点以外の供給地点における需要に応じ電気を供給してはならない。

第十九条の見出しを「（一般電気事業者の供給約款等）」に改め、同条第一項中「供給規程」を「供給約款」に改め、同条第二項中「各号」を「各号のいずれにも」に改め、同条に次の三項を加える。

三 一般電気事業者は、その一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用に資すると見込まれ

る場合には、料金及びその料金を適用するため
に必要となるその他の供給条件について第一項
の認可を受けた供給約款で設定したものと異な
る供給条件を設定した約款を、電気の使用者が
供給約款に代えて選択し得るものとして、定め
ることができる。

4 一般電気事業者は、前項の規定により約款を
定めるときは、通商産業省令で定めるところに
より、その約款(以下「選択約款」という。)を
通商産業大臣に届け出なければならぬ。これ
を変更したときも、同様とする。

5 通商産業大臣は、前項の規定による届出に係
る選択約款が次の各号のいずれかに該当しない
と認めるときは、当該一般電気事業者に対し、
相当の期限を定め、その選択約款を変更すべき
ことを命ずることができる。

一 当該一般電気事業者の一般電気事業の用に
供する設備の効率的な使用に資すること。
二 第一項の認可を受けた供給約款により電気
の供給を受ける者の利益を阻害するおそれが
ないこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定めら
れていること。
四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをす
るものでないこと。

第二十条の見出しを「供給約款等の公表義
務」に改め、同条中「供給規程の」を「供給約
款の」に、「又は」を「若しくは」に改め、「あつ
たとき」の下に、「又は前条第四項の規定により
選択約款の届出をしたとき」を加え、「供給規程
を」を「供給約款又は選択約款」に改める。

第二十一条の前の見出しを「(一般電気事業者
の供給約款等による供給の義務)」に改め、同条
中「供給規程」を「供給約款」に、「変更後の
供給規程」を「その変更後のもの」又は第十九条
第四項の規定による届出をした選択約款」に改
め、「供給条件により」の下に、「一般の需要に
応じ」を加え、「第二十五条第一項の許可に係る
契約により供給する」を「振替供給を行う」に、

「供給規程」を「その供給約款又は選択約款
に」に、「変更後の料金その他の供給条件」を
「その変更後のもの」に改める。

第二十二条に見出しとして「(卸供給の供給条
件)」を付し、同条第一項中「電気事業者は」を
「一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事
業者は」に、「変更後の料金その他の供給条件」を
「その変更後のもの」に、「一般電気事業者はその
一般電気事業の用に供するための電気を供給して
は」を「卸供給を行つては」に改め、ただし書を
次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでな
い。
一 一般電気事業者が実施する入札(第三項の
規定による公表があつたものに限る。)に応じ
て落札した供給条件により卸供給を行うこと
き。

二 供給条件を定め難い特別の事情がある場合
において、通商産業大臣が期限を付して承認
したとき。

第二十二条第二項後段を削り、同条に次の三項
を加える。

3 卸供給を受けようとする一般電気事業者は、
その卸供給を行う者及びその供給条件を入札に
より決定しようとする場合において、その入札
の実施の方法が通商産業省令で定める要件に該
当するものであるときは、その旨を、通商産業
省令で定めるところにより、公表することがで
きる。

4 一般電気事業者は、前項の規定による公表を
したときは、同項の通商産業省令で定める要件
に該当する方法により、その入札を実施しなけ
ればならない。

5 第一項第一号の場合は、その卸供給を行う一
般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者
は、その供給条件を、通商産業省令で定めると
ころにより、通商産業大臣に届け出なければな
らない。

命令及び処分」に改め、同条第一項中「電気事
業者」を「一般電気事業者、卸電気事業者又は卸
供給事業者」に、「供給規程」を「供給約款」に、
「変更後」を「その変更後」に改め、同条第二項
中「供給規程」を「供給約款」に改める。

第二十五条を削る。

第二十四条の見出しを「(供給区域外の供給)」
に改め、同条第一項中「供給地点」を「供給する
場所」に、「次条第一項の許可に係る契約により
供給する」を「振替供給(一般電気事業者又は特定
電気事業の用に供するための電気に係るものに限
る。)を行う」に改め、同条第二項中「各号に」を
「各号のいずれにも」に改め、同項第二号中「行
なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行
う」に改め、同項に次の一号を加え、同条を第二
十五条とする。

三 その供給が特定電気事業者の事業開始地点
における需要に応じ行われるものでないこと。
第二十三条の次に次の三条を加える。

(特定電気事業者の供給条件)
第二十四条 特定電気事業者は、電気の料金その
他の供給条件を定め、通商産業省令で定めると
ころにより、通商産業大臣に届け出なければな
らない。これを変更しようとするときも、同様
とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出に係
る料金その他の供給条件が次の各号のいずれか
に該当しないとき、当該特定電気事
業者に對し、相当の期限を定め、その料金その
他の供給条件を変更すべきことを命ずることが
できる。

一 料金が定率又は定額をもつて明確に定めら
れていること。
二 特定電気事業者及び電気の使用上の責任に
関する事項並びに電気計器その他の用品及び
配線工事その他の工事に關する費用の負担の
方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをす
るものでないこと。

四 社会的経済的事情に照らして著しく不適切
であり、電気の使用上の利益を阻害するおそ
れがあるものでないこと。

3 特定電気事業者は、第一項の規定による届出
をした料金その他の供給条件を、その実施の日
までに、その供給地点において周知させるため
の措置をとらなければならない。

4 特定電気事業者は、第一項の規定による届出
をした料金その他の供給条件以外の供給条件に
より、その供給地点における需要に応じ電気を
供給してはならない。ただし、振替供給を行う
ときは、この限りでない。

(補完供給契約)
第二十四条の二 一般電気事業者は、その供給区
域内に供給地点を有する特定電気事業者と補完
供給契約(事故その他の通商産業省令で定める
事由により、特定電気事業者がその特定電気事
業の用に供する電気に不足が生じた場合に、そ
の特定電気事業者に対して、その不足する電気
の供給(振替供給を除く。)を行うことを約する
契約をいう。以下同じ。)を締結しようとする
ときは、その供給に係る料金その他の供給条件に
ついて、通商産業大臣の認可を受けなければな
らない。これを変更しようとするときも、同様
とする。

2 第十九条第二項の規定は、前項の認可に準用
する。

3 通商産業大臣は、補完供給契約に關して、一
般電気事業者とその供給区域内に供給地点を有
する特定電気事業者との間で協議をすることが
できず、又は協議が調わない場合で、その供給
地点の電気の使用上の利益が阻害されるおそれ
があると認めるときは、当該一般電気事業者及
び特定電気事業者に対して、料金その他の供給
条件を指示して、補完供給契約を締結すべきこ
とを命ずることができる。

4 前項の規定による命令があつたときは、その
命令を受けた一般電気事業者は、同項の規定に

よる指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の認可を受けたものとみなす。

5 第二十三条の規定は、第一項の認可を受けた料金その他の供給条件(前項の規定により第一項の認可を受けたものとみなされたものを含む)に準用する。

(振替供給)

第二十四条の三 通商産業大臣が指定する電気事業者(以下「指定電気事業者」という)は、振替供給(一般電気事業者又は特定電気事業の用に供するための電気に係るものであつて、通商産業省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)に係る料金その他の供給条件について振替供給約款を定め、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定電気事業者は、前項の規定による届出をした振替供給約款以外の供給条件により振替供給を行つてはならない。ただし、振替供給約款により難い特別の事情がある場合において、通商産業大臣が承認したときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、指定電気事業者に対し、相当の期限を定め、その振替供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

4 指定電気事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、その振替供給約款を公表しなければならない。

5 通商産業大臣は、指定電気事業者が正当な理由なく振替供給を拒んだときは、その指定電気事業者に対し、振替供給を行うべきことを命ずることができる。

第二十六条第一項中「一般電気事業者」を「電気事業者(卸電気事業者を除く。以下この条において同じ。)」に改め、同条第二項中「一般電気事業者」を「電気事業者」に改め、同項を同条第三

項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、電気事業者の供給する電気の電圧又は周波数の値が前項の通商産業省令で定める値に維持されていないため、電気の使用者の利益を阻害していると認めるときは、電気事業者に対し、その値を維持するため電気工作物の修理又は改造、電気工作物の運用の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十七条中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、「一般電気事業者」の下に「若しくは特定電気事業者」を加える。

第二十八条中「あたり」を「当たり」に改め、「資するよう」の下に「卸供給事業者の能力を適切に活用しつつ」を加える。

第二十九条の見出しを「(供給計画)」に改め、同条第一項中「通商産業大臣が指定する」を削り、「以下「指定電気事業者」という」を「特定電気事業者を除く。以下この条において同じ」に、「の二年間について電気工作物の施設計画及び電気の供給計画」を「通商産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画(以下「供給計画」という。))」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「指定電気事業者」を「電気事業者」に改め、「電気工作物の施設計画又は電気の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「電気工作物の施設計画又は電気の」を削り、「指定電気事業者」を「電気事業者」に、「その施設計画又は」を「その」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業者に対し、次の事項を命ずることができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者に対しては、命ずることができない。

一 一般電気事業者に電気を供給すること。

二 振替供給を行うこと。

三 電気の供給を受けること。

四 電気事業者から電気工作物を借り渡し、若しくは電気事業者から電気工作物を借り受け、又は電気事業者と電気工作物を共用すること。

第三十条を削る。

第三十一条中「前条に規定する場合のほか」を削り、「場合に一般電気事業者」の下に「又は特定電気事業者」を加え、「すみやかに行なわれないとき、一般電気事業者が第六十七条第一項の規定による調査若しくは同条第二項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でない」を「速やかに行わない」に改め、「ときは、一般電気事業者」の下に「又は特定電気事業者」を加え、第二章第二節第三款中同条を第三十条とする。

第三十二条第一項中「第二十九条第四項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは指定電気事業者に対し」を削り、「第二号の規定による命令」を「第三号の事項」に、「する」を「命ずる」に改め、同項第一号中「一般電気事業者」の下に「又は特定電気事業者」を加え、同項第四号及び第五号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第三十一条とする。

二 電気事業者が振替供給を行うこと。

第三十三条を第三十二条とし、第三十四条を第三十三条とする。

第二章第三節第三十五条を第三十四条とし、第三十六条を第三十五条とし、第三十七条を削り、第三十八条を第三十六条とし、第三十九条を削る。

第三章を削る。

第二章第五節第六十五条の次に次の一条を加える。

する者に準用する。この場合において、第六十一条第三項中「電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」とあるのは、「火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」と読み替へるものとする。

第二章第四節第二款を削る。

第四十条を第三十七条とし、同条の次に次の章名及び一節を加える。

第三章 電気工作物

第一節 定義

第三十八条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次の掲げる電気工作物をいう。ただし、小出力発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内(これに準ずる区域を含む。以下同じ。)に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であつて、通商産業省令で定めるものに設置するものを除く。

一 他の者から通商産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物(これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む。)であつて、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

二 構内に設置する小出力発電設備(これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。)であつて、その発電に係る電気を前号の通商産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

三 前二号に掲げるものに準ずるものとして通商産業省令で定めるもの

前項において「小出力発電設備」とは、通商産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電

2

電気工作物であつて、通商産業省令で定めるものをいうものとする。

3 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

4 この法律において「家用電気工作物」とは、電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

「第四節 電気工作物」

第一款 工事計画及び検査を削る。

第四十七条の三を削り、第四十七条の二の次に次の一節を加える。

第三節 一般用電気工作物

(技術基準適合命令)

第五十六条 通商産業大臣は、一般用電気工作物が通商産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術基準に適合するように一般用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

2 第三十九条第二項(第三号及び第四号を除く。)の規定は、前項の通商産業省令に準用する。

(調査の義務)

第五十七条 一般用電気工作物において使用する電気を供給する者(以下この条、次条及び第八十九条第一項において「電気供給者」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、その供給する電気を使用する一般用電気工作物が前条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2 電気供給者は、前項の規定による調査の結果、一般用電気工作物が前条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合していないと認め

るときは、遅滞なく、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

3 通商産業大臣は、電気供給者が第一項の規定による調査若しくは前項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないときは、その電気供給者に対し、その調査若しくは通知を行い、又はその調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができる。

4 電気供給者は、帳簿を備え、第一項の規定による調査及び第二項の規定による通知に関する業務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

5 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(調査業務の委託)

第五十七条の二 電気供給者は、通商産業大臣が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、当該指定調査機関に係る第八十九条第二項の調査区域(第九十一条第一項の認可又は同条第二項の規定による届出に係る変更があつたときは、その変更後のもの)の全部又は一部におけるその電気供給者が供給する電気を使用する一般用電気工作物について、その一般用電気工作物が第五十六条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査すること並びにその調査の結果その一般用電気工作物がその技術基準に適合していないときは、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること(以下「調査業務」という。)を委託することができる。

2 電気供給者は、前項の規定により指定調査機関に調査業務を委託したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同

様とする。

3 前条第一項の規定は、電気供給者が第一項の規定により指定調査機関に調査業務を委託しているときは、その委託に係る一般用電気工作物については、適用しない。

第四十七条の二中「第四十三条第一項、第四十六条第一項若しくは第三項又は前条」を「第四十九条第一項、第五十二条第一項又は前条第一項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五十五条とする。

2 第五十条の規定は、指定検査機関が第四十九条第一項に規定する事業用電気工作物について同項の検査を行つた場合に関し準用する。この場合において、第五十条第一項中「通商産業大臣」とあるのは「指定検査機関」と、「仮合格とすることができる」とあるのは「仮合格とする」と改め、この場合において、当該指定検査機関は、あらかじめ通商産業大臣の承認を受けなければならない」と読み替へるものとする。

第四十七条中「電気事業者は、電気事業の用に供する発電用のボイラー、タービンその他の通商産業省令で定める電気工作物であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに電気事業の用に供するもの(以下「特定耐圧工作物」という。並びに)に、附属設備であつて、」を「附属設備であつて、」に改め、「ついでに」の下に「これらを設置する者は」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五十四条とする。

2 特定耐圧工作物を設置する者は、その使用の開始の後遅滞なく(耐圧工作物がその使用の開始後に特定耐圧工作物に該当することとなつた場合にあつては、その該当することとなつた後遅滞なく)、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四十六條第一項中「又は」を「若しくは」に

改め、「あつて溶接をするもの」の下に「又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等若しくは溶接をした格納容器等であつて輸入したもの」を加え、「溶接の工程ごとに」を「ところにより」に改め、「第三項に定める場合及び」を削り、同条第二項中「次の各号」を「通商産業省令で定める技術基準」に改め、各号を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条を第五十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(家用電気工作物の使用の開始)

第五十三条 家用電気工作物を設置する者は、その家用電気工作物の使用の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項の規定による届出に係る家用電気工作物を使用する場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四十五条を第五十一条とする。

第四十四条第一項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第二項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、同条を第五十条とする。

第四十三條第一項中「第四十一條第一項」を「第四十七條第一項」に、「電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、「(除く)」の下に「であつて、通商産業省令で定めるもの」を加え、「工事の工程ごとに」を「ところにより」に改め、同条第二項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号中「第四十一條第一項」を「第四十七條第一項」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、同条第二号中「第四十八條第一項」を「第三十九條第一項」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十二条第一項中「電気事業者は、通商産業省令で定める場合を除き、電気事業の用に供する電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、「変更の工事」の下に「(前条第一項の通商産業省

令で定めるものを除く。」を加え、「前条第一項の」及び「以外のもの」を削り、「ときは」を「者は」に改め、同条第三項中「規定に適合して」を「いずれにも適合して」に改め、同条第四項中「規定に適合して」を「いずれかに適合して」に、「電気事業者」を「その届出をした者」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十一條第一項中「電気事業者は、電気事業の用に供する」を削り、「電気工作物」を「事業用電気工作物」に、「し」とするときは「し」とする者を「前項の認可を受けた者は、その」に改め、同条第三項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、第一号を削り、同項第二号中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に、「第四十八條第一項」を「第三十九條第一項」に改め、同項を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、同項を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 事業用電気工作物が電気事業の用に供される場合にあっては、その事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

第四十一條第四項中「電気事業者」を「事業用電気工作物を設置する者」に改め、同条第五項中「電気事業者」を「第一項の認可を受けた者」に改め、同条を第四十七條とし、同条の前に次の節名、二款及び款名を加える。

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

第三十九條 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を通商産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の通商産業省令は、次に掲げるところにより、事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼ

し、又は物件に損傷を与えないようにすること。

二 事業用電気工作物は、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにすること。

三 事業用電気工作物の損壊により電気事業者の電氣の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。

四 事業用電気工作物が電気事業の用に供される場合にあっては、その事業用電気工作物の損壊によりその電気事業に係る電氣の供給に著しい支障を生じないようにすること。

(技術基準適合命令)

第四十條 通商産業大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

(費用の負担等)

第四十一條 事業用電気工作物が他の者の電氣的設備その他の物件の設置(政令で定めるものを除く。)により第三十九條第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないこととなつたときは、その技術基準に適合するようにするため必要な措置又はその措置に要する費用の負担の方法は、当事者間の協議により定める。ただし、その費用の負担の方法については、政令で定める場合は、政令で定めるところによる。

2 第三十二條及び第三十三條の規定は、前項の場合に準用する。

3 通商産業大臣は、前項において準用する第三十二條第一項の裁定をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ関係大臣に協議しなければならない。

第二款 自主的な保安

(保安規程)

第四十二條 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、通商産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業用電気工作物の使用の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があるとき、事業用電気工作物を設置する者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 事業用電気工作物を設置する者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

(主任技術者)

第四十三條 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、通商産業省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、通商産業大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき(前項の許可を受けて選任した場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者免状)

第四十四條 主任技術者免状の種類は、次のとおりとする。

一 第一種電気主任技術者免状

二 第二種電気主任技術者免状

三 第三種電気主任技術者免状

四 第一種ダム水路主任技術者免状

五 第二種ダム水路主任技術者免状

六 第一種ボイラー・タービン主任技術者免状

七 第二種ボイラー・タービン主任技術者免状

2 主任技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、通商産業大臣が交付する。

一 主任技術者免状の種類ごとに通商産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験を有する者

二 前項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状にあつては、電気主任技術者試験に合格した者

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると通商産業大臣が認定した者

3 通商産業大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

4 通商産業大臣は、主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その主任技術者免状の返納を命ずることができる。

5 主任技術者免状の交付を受けている者が保安について監督をすることができる事業用電気工作物の工事、維持及び運用の範囲並びに主任技術者免状の交付に関する手続的事項は、通商産業省令で定める。

(電気主任技術者試験)

第四十五条 電気主任技術者試験は、主任技術者免状の種類ごとに、事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に必要の知識及び技能について、通商産業大臣が行う。

2 通商産業大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、電気主任技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

3 電気主任技術者試験の試験科目、受験手続その他電気主任技術者試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

（定期自主検査）

第四十六条 発電用のボイラー、タービンその他の通商産業省令で定める電気工作物であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの（以下「耐圧工作物」という。）を設置する者は、その耐圧工作物について、通商産業省令で定めるところにより、定期に、自主検査を行い、その結果を記録しておくなければならない。ただし、第五十四条第一項の特定耐圧工作物については、この限りでない。

第三款 工事計画及び検査

第一百五十五条第一項中「十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「五十万円」に改める。

第一百六条中「三十万円」を「三百万円」に改める。

第一百七十七条中「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第二号中「又は第三項」を「から第三項まで」に改め、同条第三号中「第十八条第二項又は第四項」を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

第一百七十七条の二中「第八十五条の十四又は第八十五条の二十六第二項」を「第七十九条第八十八条第一項において準用する場合を含む。」に、「特定試験事務」を「試験事務」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第一百七十七条の三中「第八十五条の二十四」を

「第八十五条」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第一百八条中「三十万円」を「三百万円」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第十九条第五項、第二十四条第二項、第二十四条の三第三項若しくは第五項、第二十六条第二項、第二十九条第四項、第三十条、第三十一条第一項、第五十七条第三項又は第九十二条第二項の規定による命令に違反した者

第一百八条第三号中「又は第二十四条第一項」を「第二十四条第四項、第二十四条の三第二項又は第二十五条第一項」に改め、同条第四号及び第五号を削り、同条第七号中「第五十三条第一項又は第七十二条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号中「第四十九条第七十四条第二項において準用する場合を含む。」を「第四十条」に改め、同条を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 第二十二條第四項の規定に違反して入札を実施した者

五 第二十四條の二第二項の規定に違反して補完供給契約を締結し、又は変更した者

六 第二十四條の二第三項の規定による命令に違反して補完供給契約の締結を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百七十八条に次の一号を加える。

九 第四十七條第一項の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

第一百九条中「十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第四十二条第四項又は第七十一条第四項」を「第四十八條第四項」に改め、同条第四号中「第四十三条第一項第七十四條第一項において準用する場合を含む。」、第四十五條第一項を「第四十九條第一項、第五十一条第一項」に、「第四十六條第一項若しくは第三項」を「第五十二条第一項」に改める。

第一百九条の二中「十万円」を「三十万円」に

改め、同条第一号中「第八十五条の八（第八十五条の二十八第一項）を「第七十三条（第八十八条第一項）」に、「特定試験事務」を「試験事務」に改め、同条第二号中「第八十五条の十五第一項（第八十五条の二十八第一項）を「第八十条第一項（第八十八条第一項）」に、「同項」を「第八十条第一項」に改め、同条第三号中「第八十五条の十五第二項（第八十五条の二十八第一項）を「第八十条第二項（第八十八条第一項）」に改める。

第一百二十条中「三万円」を「三十万円」に改め、第一号を次のように改める。

一 第七條第四項（第八條第三項において準用する場合を含む。）、第九條第一項、第十一條第二項、第二十二條第五項、第二十四条の三第一項、第二十九条第一項若しくは第二項、第四十二條第一項若しくは第二項、第四十三條第三項、第四十七條第四項若しくは第五項又は第五十七條の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百二十条中第六号及び第九号を削り、第十号を第十二号とし、同条第八号中「第六十七條第五項（第八十五條において準用する場合を含む。）」を「第五十七條第五項又は第九十二條の三において準用する第八十條第二項」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第七号中「第六十七條第四項（第八十五條において準用する場合を含む。）」及び「同項」を「第五十七條第四項又は第九十二條の三において準用する第八十條第一項」に改め、同条を同条第十号とし、同条第五号中「第四十七條（第七十四條第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十四條第一項」に改め、同条を同条第八号とし、同条の次に次の一号を加える。

九 第五十六條第一項の規定による命令又は処分に違反した者

第一百二十条第四号中「第四十二條第一項若しくは第二項又は第七十一條第一項若しくは第二項」を「第四十八條第一項又は第二項」に改め、同条を同条第七号とし、同条第三号中「第二十六條第二項」を「第二十六條第三項又は第四十六條」に

改め、同条を同条第五号とし、同条の次に次の一号を加える。

六 第四十二條第三項の規定による命令に違反した者

第一百二十条第二号の次に次の二号を加える。

三 第二十四條第三項の規定に違反して周知させるための措置をとらなかつた者

四 第二十四條の三第四項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百二十二条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第三十五条又は第三十八條第一項」を「第三十四條又は第三十六條第一項」に改め、同条第二号中「第三十六條又は第三十七條」を「第三十五条」に改める。

第一百二十三条中「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第八條第二項、第九條、第七十三條、第七十八條第二項又は第八十二條」を「第九條第二項、第五十三條、第五十四條第二項、第九十一条第二項又は第九十二條の二」に改め、同条第二号中「第五十五条」を「第四十四條第四項」に改める。

第六章を第八章とする。

第一百四條第二項中「第四十三條第一項（第七十四條第一項において準用する場合を含む。）、第四十五條第一項若しくは第三項、第四十六條第一項若しくは第三項又は第四十七條（第七十四條第二項において準用する場合を含む。）」を「第四十九條第一項、第五十一條第一項若しくは第三項、第五十二條第一項又は第五十四條第一項」に改める。

第一百五條中「電気事業者」を「一般電気事業者及び卸電気事業者」に改める。

第一百八条中「供給規程」を「供給約款」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第一百九条第一項中「第十六條第二項」を「第十五條第四項若しくは第十六條第三項の規定による供給地点の減少をしようとするとき、又は同条第二項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第十五條第一項から第四項まで、第十六條第

一項から第三項まで、第七十六條、第八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第七十九條（第八十八條第一項及び第九十二條の三において準用する場合を含む。）又は第八十七條の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
第九十九條の二中「特定試験事務」を「試験事務」に改める。

第一百一條第一項中「一般電気事業者」の下に「若しくは特定電気事業者」を加える。
第一百二條第一項を次のように改める。

次に掲げる者は、実費を勘案して通商産業省令で定める額の手数料を納めなければならない。
一 第四十四條第二項第一号若しくは第三号の規定により、又は指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験に合格したことにより主任技術者免状の交付を受けようとする者

二 電気主任技術者試験を受けようとする者
三 主任技術者免状の再交付を受けようとする者
四 第四十九條第一項、第五十一條第一項若しくは第三項又は第五十二條第一項の検査を受けようとする者

五 第五十四條第一項の検査を受ける者
第一百二條第二項中「第四十三條第一項又は第四十六條第一項若しくは第三項」を「第四十九條第一項又は第五十二條第一項」に、「第四十七條」を「第五十四條第一項」に、「特定試験事務」を「試験事務」に、「電気主任技術者国家試験」を「電気主任技術者試験」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（公三）
第一百二條の二 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第四十五條第二項、第五十五條第一項又は第五十七條の二第一項の指定をしたとき。
二 第五十七條の二第二項、第七十一條、第九

十一條第二項又は第九十二條の二の規定による届出があつたとき。
三 第七十三條（第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の許可をしたとき。

四 第七十九條（第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消し、又は検査の業務若しくは試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 第八十一條第一項（第八十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定により通商産業大臣が検査の業務若しくは試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた検査の業務若しくは試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

六 第八十七條又は第九十二條の三において準用する第七十九條の規定により指定を取り消したとき。

七 第九十一條第一項の認可をしたとき。
第五章を第七章とする。

第九十二條及び第九十四條から第九十九條までを第七章と改め、第八章を第九十條から第九十九條までの見出しを削り、同条を第九十條と改め、第八章の章名中「及び電気主任技術者資格審査委員等」を削り、同章を第六章とする。

第八十五條の二第二項中「第四十七條の二（第七十四條第三項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）」を「第五十五條第一項」に、「第四十三條第一項（第七十四條第一項において準用する場合を含む。）」を「第四十九條第一項」に、「第四十六條第一項若しくは第三項」を「第五十二條第一項」に、「第四十七條（第七十四條第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十四條第一項」に改め、同条第二項中「第五十七條の二」を「第五十五條第一項」に改め、

第三章の二第一節中同条を第六十七條とする。
第八十五條の三「一」を「いづれかに」に改め、同条第二号中「第八十五條第十四」を「第七十九條」に改め、同条第三号中「第八十五條の十一」を「第七十六條」に改め、同条を第六十八條とする。

第八十五條の四「第四十七條の二」を「第五十五條第一項」に、「各号」を「各号のいづれかに」に改め、同条を第六十九條とする。

第八十五條の五を第七十條とし、第八十五條の六を第七十一條とし、第八十五條の七を第七十二條とし、第八十五條の八を第七十三條とする。

第八十五條の九第一項中「第四十七條の二」を「第五十五條第一項」に改め、同条を第七十四條とする。

第八十五條の十を第七十五條とし、第八十五條の十一を第七十六條とし、第八十五條の十二を第七十七條とする。

第八十五條の十三中「第八十五條の四第一号から第四号まで」を「第六十九條第一号から第四号までのいづれかに」に改め、同条を第七十八條とする。

第八十五條の十四中「一」を「いづれかに」に改め、同条第二号中「第八十五條の三第一号」を「第六十八條第一号」に改め、同条第三号中「第八十五條の七第一項」を「第七十二條第一項」に改め、同条第四号中「第八十五條の七第三項、第八十五條の十一」を「第七十二條第三項、第七十六條」に改め、同条第五号中「第四十七條の二」を「第五十五條第一項」に改め、同条を第七十九條とする。

第八十五條の十五を第八十條とする。
第八十五條の十六中「第八十五條の八」を「第七十三條」に改め、同条を第八十一條とする。

第八十五條の十七を削る。
第八十五條の十八中「第五十六條第三項」を

「第四十五條第二項」に、「特定試験事務」を「試験事務」に改め、第三章の二第二節中同条を第八十二條とする。

第八十五條の十九を削る。
第八十五條の二十中「第五十六條第三項」を「第四十五條第二項」に、「各号」を「各号のいづれかに」に改め、同条第一号、第二号及び第四号中「特定試験事務」を「試験事務」に改め、同条を第八十三條とする。

第八十五條の二十一及び第八十五條の二十二を削る。

第八十五條の二十三第一項中「特定試験事務」を「試験事務」に、「第三種電気主任技術者免状」を「第四十四條第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状」に改め、同条第四項を削り、同条を第八十四條とする。

第八十五條の二十四中「特定試験事務」を「試験事務」に改め、同条を第八十五條とする。

第八十五條の二十五第一項中「第八十五條の二十各号」を「第八十三條各号」に、「一」を「いづれかに」に改め、同条第二項中「特定試験事務」を「試験事務」に改め、同条を第八十六條とする。

第八十五條の二十六の見出しを「指定の取消し」に改め、同条第一項中「第八十五條の二十第三号」を「第八十三條第三号」に、「第五十六條第三項」を「第四十五條第二項」に改め、同条第二項を削り、同条を第八十七條とする。

第八十五條の二十七を削る。

第八十五條の二十八第一項中「第八十五條の八から第八十五條の十まで、第八十五條の十二及び第八十五條の十五」を「第六十八條、第七十二條から第七十七條まで、第七十九條及び第八十條」に改め、後段を次のように改める。

この場合において、第七十六條中「検査員」とあるのは「試験員」と、第七十七條中「職員」とあるのは「職員（試験員を含む。）」は「と、第七十九條第四号中「前条」とあるのは「第八十六條」と読み替へるものとする。

第八十五条の二十八第二項中「第八十五条の十六」を「第八十一条」に、「特定試験事務」を「試験事務」に改め、同条を第八十八条とし、第三章の二中同条の次に次の一節を加える。

第三節 指定調査機関

(指定)

第八十九条 第五十七条の二第一項の指定は、電気供給者の委託を受けて調査業務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、調査業務を行おうとする区域(以下「調査区域」という。)を定めてしなければならない。

(指定の基準)

第九十条 通商産業大臣は、第五十七条の二第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 調査区域における調査業務を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

二 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員構成が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 調査業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて調査業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(調査区域の変更)

第九十一条 指定調査機関は、調査区域を増加しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 指定調査機関は、調査区域を減少したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 前条(第二号及び第三号を除く。)の規定は、第一項の認可に準用する。

(調査の義務)

第九十二条 指定調査機関は、第五十七条の二

一項の規定による調査業務の委託を受けているときは、第五十七条第一項の通商産業省令で定めるところにより、その調査業務を行わなければならない。ただし、一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2 通商産業大臣は、指定調査機関が第五十七条の二第一項の規定による調査業務の委託を受けている場合において、その調査業務を行わず、又はその方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その調査業務を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

(調査業務の廃止)

第九十二条の二 指定調査機関は、調査業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(準用)

第九十二条の三 第六十八条(第三号を除く。)、第七十二条及び第七十八条から第八十条までの規定は、指定調査機関に準用する。この場合において、第七十八条中「第六十九条第一号から第四号まで」とあるのは、「第九十条各号」と、第七十九条中「取り消し、又は期間を定め

て検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること」とあるのは、「取り消すこと」と、同条第四号中「第七十二条第三項、第七十六条又は前条」とあるのは、「第九十二条第二項又は第九十二条の三において準用する第七十二条第三項若しくは第七十八条」と読み替へるものとする。

第三章の二の章名中「及び指定試験機関」を「指定試験機関及び指定調査機関」に改め、同章を第五章とする。

第六十三条第二項中「第三十三条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第三十四条の」を「第三十三条の」に、「第三十四条第三項」を「第三十三条第三項」に改める。

第六十五条第一項中「電気事業者」の下に「又

は卸供給事業者」を加え、「みぞ」を「溝」に改め、「に電気事業」の下に「又は卸供給を行う事業」を加え、同条第二項及び第三項中「電気事業者」の下に「又は卸供給事業者」を加え、同条第五項第二号中「が電気事業」を「又は卸供給事業者が電気事業又は卸供給を行う事業」に、「附した」を「付した」に改める。

第四章 土地等の使用

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(卸電気事業者)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の電気事業法(以下「旧法」という。)第二条第三項の卸電気事業に係る旧法第三条第一項の許可を受けている者が営む一般電気事業者がその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業が、改正後の電気事業法(以下「新法」という。)第二条第一項第三号の通商産業省令で定める要件に該当するときは、その者が受けている旧法第三条第一項の許可は、新法第三条第一項の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の卸電気事業の許可を受けている者(前項の規定により新法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。)が、一般電気事業者がその一般電気事業の用に供するための電気の供給を約している場合において、当該電気の供給の用に供する電気工作物について旧法第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けているときは、その者がその約したところに従つて一般電気事業者がその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業は、新法第二条第一項第三号の卸電気事業とみなし、その者が受けている旧法第三条第一項の許可(新法第二条第一項

第三号の卸電気事業とみなされた事業に係る部分に限る。)は、新法第三条第一項の規定によつてしたものとみなす。ただし、新法第二条第三項及び第二十九条の適用については、この限りでない。

(電気工作物の変更)

第三条 旧法第六條第二項第四号の事項の変更であつて、旧法第八條第一項の許可を受けているものについては、新法第九條第一項の規定による届出がなされたものとみなす。

(一般電気事業者の供給条件)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十九條第一項の認可を受けている供給規程は、新法第十九條第一項の認可を受けた供給約款とみなす。

第五条 旧法第二十一条ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から六月以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けたときは、新法第二十一条ただし書の認可を受けたものとみなす。

2 一般電気事業者は、施行日から六月間は、新法第二十一条ただし書の認可を受けず、旧法第二十一条ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件により電気を供給することができる。

(卸供給の供給条件)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二十二條第一項の認可を受けている料金その他の供給条件であつて、新法第二條第一項第九号の卸供給に該当する電気の供給に係るものは、新法第二十二條第一項の認可を受けたものとみなす。

2 旧法第二條第六項の電気事業者以外の者が、施行日前に新法第二條第一項第九号の卸供給に該当する電気の供給を行うこと及びその料金その他の供給条件を約しているときは、その者は、新法第二十二條第一項の規定にかかわらず、当該供給条件により当該卸供給を行うことができる。

(施設計画及び供給計画)

第七條 一般電気事業者及び新法第二條第一項第四号の卸電気事業者が旧法第二十九條第一項の規定による届出をした施行日の属する年度の電気工作物の施設計画及び電気の供給計画は、新法第二十九條第一項の規定による届出をした同項の供給計画とみなす。

(電気主任技術者国家試験)

第八條 旧法第五十六條の規定に基づいて行われた電気主任技術者国家試験に合格している者は、新法第四十五條の規定に基づいて行われた電気主任技術者試験に合格しているものとみなす。

第九條 新法第四十五條第一項の電気主任技術者試験に関する事務(第三種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験の実施に関する事務を除く。)をつかさどらせるため、平成九年四月一日までは、通商産業省に電気主任技術者資格審査委員を置く。

2 電気主任技術者資格審査委員は、前項の事務を行うほか、電気主任技術者の資格に関する事項について、通商産業大臣の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 電気主任技術者試験に関する専門の事項を調査させるため、平成九年四月一日までは、通商産業省に電気主任技術者試験専門委員を置くことができる。

4 電気主任技術者資格審査委員及び電気主任技術者試験専門委員(以下「審査委員等」という。)は、関係行政機関の職員及び電気技術に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、審査委員等に関する必要な事項は、政令で定める。

(処分等の効力)
第十條 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令

の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用)

第十一條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一十條の三十四第三項第十七号中「第二項第一号に規定する一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業」に改める。

(高压ガス取締法の一部改正)

第十四條 高压ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第四号中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号中「第二條第七項」を「第二條第一項第十二号」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十五條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「供給区域」の下に「又は供給地点」を加える。

(氣象業務法の一部改正)

第十六條 氣象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号中「第二條第五項」を「第二條第一項第七号」に改める。

(道路法の一部改正)

第十七條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

「電気事業法に基づくものにあつては同法第二條第一項第八号に規定する電気事業者がその事業の用に供するものに」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

(農地法の一部改正)

第十八條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第一項中「第二條第六項」を「第二條第一項第八号」に改める。

(農山漁村電氣導入促進法の一部改正)

第十九條 農山漁村電氣導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「左の」を「次の」に改め、同條第三号中「第二條第六項」を「第二條第一項第八号」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十條の二第二項中「第二條第五項に規定する電気事業」を「第二條第一項第七号に規定する電気事業又は同項第九号に規定する卸供給を行う事業」に改める。

第十一條第一項の表第三号中「電気事業法第二條第一項」を「電気事業法第二條第一項第一号」に改め、「一般電気事業」の下に「若しくは同項第五号に規定する特定電気事業」を加える。

第四十二條の五第一項中「第二條第五項に規定する電気事業」を「第二條第一項第七号に規定する電気事業又は同項第九号に規定する卸供給を行う事業」に改める。

第四十三條第一項の表第三号中「電気事業法第二條第一項」を「電気事業法第二條第一項第一号」に改め、「一般電気事業」の下に「若しくは同項第五号に規定する特定電気事業」を加える。

第五十七條の二第一項中「第二條第五項」を「第二條第一項第七号」に改める。

第五十七條の三第一項及び第五十七條の四第一項中「第二條第五項に規定する電気事業」を「第二條第一項第一号に規定する一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業」に改める。

(電気工事士法の一部改正)

第二十一條 電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第六十六條第一項」を「第三十八條第一項」に改め、同條第二項中「第六十六條第二項」を「第三十八條第四項」に、「第二條第七項」を「第二條第一項第十二号」に改める。

第五條第一項中「第六十七條第一項」を「第五十六條第一項」に、「第七十四條第二項において準用する同法第四十八條第一項」を「第三十九條第一項」に改める。

(電気用品取締法の一部改正)

第二十二條 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「第六十六條第一項」を「第三十八條第一項」に改める。

第二十八條第一項中「第二條第六項」を「第二條第一項第八号」に、「第六十六條第二項」を「第三十八條第四項」に、「第二條第七項」を「第二條第一項第十二号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十三條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項第一号中「第二條第五項」を「第二條第一項第七号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十四号の四を第三十四号の五とし、第三十四号の三を第三十四号の四とし、第三十四号の二の次に次のように加える。

三十四の三 特定電気事業の許可又は電気の供給地点の変更の許可			
電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第五号(定義)に規定する特定電気事業に係る同法第三条第一項(事業の許可)の許可又は同法第八条第一項(供給区域等の変更)の供給地点の変更の許可(供給地点の増加に係るものに限る。)	<table border="1"> <tr> <td>許可件数</td><td>一件につき一万五千円</td></tr> </table>	許可件数	一件につき一万五千円
許可件数	一件につき一万五千円		

(大気汚染防止法等の一部改正)

第二十五条 次に掲げる法律の規定中「第二条第七項」を「第二条第一項第十二号」に改める。

一 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二十七条第二項

二 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二十一条第一項

三 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)第二十三条第二項

四 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第十八条第一項

五 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十二条第一項

六 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第十六条第一項

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十六条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第二項中「第二条第六項」を「第二条第一項第二号」に、「電気事業者」を「一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者」に改める。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)

第二十七条 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第二条第五項」を「第二条第一項第七号」に改める。

第三十条第一項中「第二条第二項」を「第二条第一項第二号」に改める。

第三十一条中「第二条第六項」を「第二条第一項第八号」に改める。

(電源開発促進税法の一部改正)

第二十八条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第一項又は第二項」を「第二条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二号イ中「第二十五条第一項(振替供給)の許可に係る契約により供給した」を「第二条第一項第十一号(定義)に規定する振替供給を行った」に改める。

第五条第二項中「(供給規程)」を「又は第三項(一般電気事業者の供給約款等)」に、「供給規程に」を「供給約款又は約款に」に改める。

第十二条第三項中「第二条第七項」を「第二条第一項第十二号」に改める。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

第二十九条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第五号中「第五十二条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第三十条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十六号中「第二条第六項」を「第二条第一項第八号」に、「同条第五項」を「同項第七号」に改める。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

部改正)

第三十一条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「供給区域」の下に「又は供給地点」を加え、「第二条第二項」を「第二条第一項第二号」に改め、「一般電気事業者」の下に「又は同項第六号に規定する特定電気事業者」を加える。

第九条第三号中「電線」の下に「電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第七号に規定する電気事業の用に供するものに、」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

平成七年三月七日印刷

平成七年三月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局